

令和4年度 篠田学術振興基金助成研究

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニュースレター

第16号 目次

巻頭言 (新田 均)	…… 1
研究ノート 更生保護における天皇や皇室の関りについての試論 (尾崎 剛志)	…… 2
調査報告 布引開拓団の跡地を訪ねて ～戦後の伊勢神宮神職の社会活動を検証するために～ (櫻井治男)	……10
報 告 令和3年度 第2回研究会の報告	……17
令和4年度 第1回研究会開催のおしらせ	……20

巻頭言

「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」最終年度にあたり

新田均 (皇學館大学 現代日本社会学部長)

今年度は、篠田学術振興資金の助成を受けた「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」の最終年度に当たります。この研究の主目的は、恩賜金の下賜・分配に着目した「皇室福祉年表」の作成と、本研究に関心を寄せる国内外の研究者へのプラットフォームの提供と拠点形成にあります。

前者については、明治・大正期を経て、昭和前期（敗戦）までを完成させる予定です。後者については、当初は国際ミニシンポジウムを開催してその成果を提示することを計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりその企画は断念せざるをえませんでした。そこで、この企画にかえて、これまでこの研究に関わってこられた先生方から原稿をいただいて、「皇室と福祉事業」についての論文集を刊行することにいたしました。ご協力よろしくお願いたします。

この研究事業を継続する中で生まれた成果を「授業」の形に整えて、皇學館大学現代日本社会学部のカリキュラムの中に落とし込みたいと、私は考えるようになりました。この方針は学科会議の議を経て我が学部の中で共有されたばかりでなく、全学カリキュラム検討委員会においても、次回のカリキュラム改定に向けての現代日本社会学部の事業方針として了承を得ました。刊行予定の論文集がその先駆けとなることを願っています。

私自身も研究代表者としての責任を果たすべく、この論文集に論考を寄せたいと考えています。前号のニュースレターで、田浦先生が関屋貞三郎の『皇室と社会事業』を紹介されていました。関屋に限らず、大正から昭和初期にかけては、多くの人々が皇室と社会事業・福祉事業について論じています。それは何故だったのか、その内容はどんなものだったのかについて、考察したいと思います。

はじめに

現在の更生保護は、2007（平成19）年に制定され、2008（平成20）年に施行された「更生保護法」を中心に運営をされており、「恩赦法」や「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」、「犯罪被害者等基本法」、「更生保護事業法」、「保護司法」など様々な関連する法律により制度が構築されている。更生保護は更生保護法第1条の目的の中で、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」とされ、罪を犯した成人・未成年者の再犯及び非行防止や社会の構成員としての自立促進、などが主な目的として挙げられている。また恩赦の適正な運用や犯罪予防活動（社会を明るくする運動）などを展開することで、社会防衛や福祉の増進を目指すとしている。

日本の更生保護は「その淵源をたどれば、古くは持統天皇が罪囚を赦し給い、布や稲を下賜して更生を命じたというような記述が日本書記に書かれⁱ、という記述から、古くは天皇が直接的に犯罪者の更生に関与したことをうかがわせるものがある。その後、江戸時代にはある程度体系化された更生保護の形ⁱⁱが芽生え、明治時代に入り、海外の制度を取り入れながら、わずかながらの公的な取組と民間篤志家の取組を先鞭として、次第に広がっていく。その事業（免囚保護事業と呼ばれる）の拡大のきっかけとなったのが、英照皇太后ⁱⁱⁱの御大葬にあたり行われた「恩赦」（1897年1月19日）であるとされている。この「恩赦」により、減刑令で15,622人（内地15,329人、台湾293人）が減刑され、大赦令でも約1万人の受刑者が当日放免^{iv}された。また皇室から各府県に奨励金が下賜され、更生保護事業（当時は免囚保護事業などと呼ばれていた）

は、さらに注目を集めることとなった。

日本の恩赦制度について飯島暢（2021：215-216）は「日本における恩赦制度の歴史は古く、孝徳天皇650（大化6）年2月15日に大赦例が発布されたのが最初とされている。「恩赦」という文言が用いられるようになったのは明治以降とされているが、明治元年に天皇元服の大礼に際し大赦を初めとした恩赦が行われており、これらは全て詔勅によるものであった^vとしている。つまり、天皇が直接・間接的に罪を赦し、社会の構成員の一人として復帰し、再び生活を営むことを支援したとされる。ただ、「罪を赦す」だけでは社会の構成員としての復帰は難しい状況が生じてくる。その部分について、宗教家や篤志家などの手を借りて、細々と支援を行ってきたのが初期の更生保護事業である。

このように天皇や皇室と、更生保護事業との関りは歴史的に見ても古くから行われ、現在に受け継がれているものであるにも関わらず、それほど研究が進められているものではない。その背景には、更生保護事業そのものが、現在においても一般国民の理解を得られるものになっていないことが考えられる。

そこで、更生保護事業と天皇や皇室との関係性に着目した研究をおこない、天皇や皇室が国民の生活を支え、社会を安定させるために行ってきた役割を明らかにしたいと考える。なお今回は、明治・大正・昭和の戦前期から戦後の現在に至る期間を対象とする。第二次世界大戦終戦以降も天皇や皇室が更生保護に関わっている活動は多く見られるが、特に近代の天皇制が形作られた明治期に焦点を当てることで、天皇や皇室がどのような意図で活動していたのかが明らかになるのではないかと考える。

天皇や皇室が行う更生保護に関わる動き

明治以降の近代社会において、天皇や皇室が社会福祉（事業）に直接または間接に関わるようになるきっかけとして、関屋貞三郎（1934：21）は明治元年の「維新の詔」を挙げている。この詔の主旨を「億兆一

人もその處を得ないものゝないやうにするのが、陛下の御希望である」としている。つまりはすべての国民がそれぞれにふさわしい場所に置かれている状況が望ましく、その環境を作るのが天皇の意向であるとしている。また「皇室が國民を子愛し給ふの御仁慈を拜するのであります。」^{vi}とも述べている。國民は天皇の子どもとして愛されるという、情け深く慈しみ深い思いやりをいただくことになる、とされている。これが「今日の社会施設なり、社会事業の骨子であろう」^{vii}と関屋（1934：22）は述べている。この通りであるとするならば、天皇や皇室の意向を受けて、すべての國民に対し「情け」や「慈しみ」が天皇から示され、その具体的なものとしての支援を受けることになるはずである。その結果として社会福祉事業が展開されてきたことになるが、実際には、仏教やキリスト教の教えに基づき取り組まれていた民間篤志家による実践が多いと言わざるを得ない（仏教やキリスト教の信者であるから、天皇や皇室を敬ってはいないということにはならないことに留意が必要^{viii}）。結果、現在運営されている社会福祉事業で、天皇や皇室が直接的・間接的に支援をした事業には、恩賜財団済生会や日本赤十字社など限られた団体が挙げられる。

では、直接的・間接的な支援がどのような影響を社会福祉分野に与えたのか。明治期以降、天皇や皇室が社会福祉関係の事業に関わった方法としては、御下賜金や御内帑金、奨励金、銀杯等の記念品等の下賜、褒章の授与、叙勲・叙位、拝謁、訪問（使者を遣わすことを含む）等が挙げられる。金銭や品物、褒章や身分、謁見の機会などを支援としたが、金銭や品物は直接的な支援といえる。またそれ以外にも土地の払い下げや貸与、木材等も払い下げ等も同様に考えられる。それ以外の、褒章・身分・謁見の機会等は直接の支援になるのかというと、少し難しいと考える。これらは支援をした本人や団体の代表者に対して行われるものであり、個人・団体にとっての名誉であるが、更生保護事業に対する直接的な支援ではない。これらは間接的な支援となる。天皇や皇室がその事業を認めた証となり、その証に対し、地域住民や社会全体からの支援が集まることを期待したのではないだろうか。また、金銭や品物の支援についても、天皇や皇室からの支援が行われた事実が伝わることになれば、そこにさらに多くの支援が集まるのが期待されたとも考えられる。遠藤興一（2010：128）はこれについて「下賜金を受けることは市町村、あるいは施設、団体にとって名誉であり、社会的に信用の加わる事柄であった。とりわけ民

間事業経営者にとっては大きな付加価値となり、寄付金募集、行政補助、あるいは地域社会の支援を受けるにおいて、有利に展開する素地となった。すなわち、皇室下賜の支出対象になることは、この国では信用のおける団体として認知され、さらに継続下賜団体になると、「社会に裨益すること一級品であるというお墨付きをもらうことである」^{ix}としている。なかなか世間からの理解を得ることや、支援を集めることが難しい更生保護分野の事業に於いては、天皇や皇室に認められることが、事業継続に大きな影響を与えたことが推察される。

明治期の天皇制における救済について、池田敬正・池本美和子（2002：70）は、「国家主義的な公益としての「救済制度」であるとするとともに、地域性を克服する「国の行政事務」と強調する。この主張は、近代の自由あるいは現代の民主主義を認めないまま、天皇の慈恵の狭隘性を克服する社会的拡がりを経営的に統制しようとするものといえよう」^xとしている。これは特に救済制度を念頭にいたものであるが、更生保護分野では、釈放後について、政府が公的な仕組み（公助）を天皇や皇室に成り代わって主導して行うことはなく、釈放者に対する差別・偏見の意識や不安・恐怖から、地域住民等による助け合い（共済または互助）を期待できる状況ではなかった。そのため、一部の民間団体・篤志家・宗教家に委ねる形となっている。「罪を赦す」ことは天皇の慈恵（政治的意図があり、法制度に基づく基準等が細やかに規定されている訳ではないが、救済の一つの形。）により「釈放」「罪の減免」行われていた。しかしその後については、全国一律の取り扱い（事務）は存在せず、支援はほぼなくなり、釈放者らの努力（自助）に委ねられることが多かったと考えられるが、生活基盤が確立できないがために再犯に至る者もいたことが考えられる。そこで、更生保護事業に天皇や皇室からの直接・間接的な支援が行われることで、釈放者に対する理解を進める機会となり、国民からの支援や支持を受けやすくし、事業展開が進むことで、国（政府）が本来行うべき役割を、民間に委ねることが可能となると考えたのではないだろうか。

上記のような考えについて、坂寄俊雄（1969：52）は「皇室による御下賜金という慈恵策によって天皇制社会体制の維持策に利用したと考えねばならないであろう」^{xi}としている。これは、明治元年から昭和7年までの御下賜金の支出状況をまとめた資料からの考察で述べられており、風水害や難破、火災、社会事業、

公衆衛生などに支出されている御下賜金 851 件の分析から、大規模な災害や火災の罹災者救済としては、1 戸または一人当たりの金額はわずかで、実質的な救済の意味を持たないところにあるとしている。また坂寄 (1969 : 53) は「皇室より御下賜金が各種の事業を通じて恒常的な効果をあげるように、そしてそれら諸事業の運営との関係においてより一層大きく、広汎化され効果をあげるようにその支給方法において配慮されていた」ともしている。この具体的な支給方法の配慮については確認ができていないが、それほど名前が知れ渡っていないような事業・団体・個人ではなく、様々なところで名前が挙がるような有名なものを対象にすることが効果を上げると考えた^{xii}のではないかと思われる。

更生保護事業は、古くから行われているものであり、江戸時代においても人足寄場などが設置されている。また、キリスト教的な「罪を赦す」という考え方に基づいた実践も行われてきている。ただ当時の世間的な注目を集めたのは、大人の釈放者を中心とする更生保護よりも、子どもの犯罪に対する「感化事業」であった。感化事業は明治 33 年に制定された「感化法」がその根拠法となっている。

日本の感化事業の起源については『感化事業回顧三十年』の中で、「次いで明治十七年に至り大阪市に於て池上雪枝といふ婦人が、神道祈禱所を設け其處で不良少年の保護に着手した。是れ實に我が國感化院的施設の魁と稱すべきものである」としている。池上雪枝について、藤本 (2009 : 327-328) は「池上は、幼少期に近衛忠熙公の侍女を勤めていた村岡局 (津崎矩子) の部屋子となり、敬神尊皇の精神、国学を学んでいる。その後疫学で名を馳せ、東の高島嘉右衛門、西の池上雪枝と呼ばれるほどの易学者であったとされる。その後、神道大成教に入信し、(以下省略)」^{xiii}とある。さらに「池上の感化院設立の経緯としては、西南戦争後の当時、大阪天満宮の付近、天神裏の歓楽街には身寄りのない、少年少女の不良者が目立って多くなり、厄介者扱いにされていたことから、雪枝自身が彼らを自宅に引き取り、個々の奉公先を探すなどの活動を (中略) 明治十六年の感化院設立の当初、池上は自宅を利用してしたが、その後収容児童が三十名以上になったこともあって、自宅では手狭となり (中略) 感化院の開院式を挙行、内外に正式に感化院の開院を表明した。感化院ではいわゆる感化院である授業場 (約三十坪) と授産場 (約三十五坪) を建築し、神道祈禱所も兼ねていたことから正門には注連縄が張られてい

た」(藤本 : 2009 : 328) とされている。この池上の感化院に対し、天皇や皇室から何かしらの下賜があったという記述はどこにも見られず、事業実施期間も非常に短いものであったため、天皇や皇室とのつながりを示すものは存在をしない。しかしながら、池上自身が神道に身を置き、敬神尊皇の考え方を持っていたことや、藤本 (2009 : 329) の「感化院をはじめとする慈善事業と神道大成教との関りとしては、そもそも大成教自体が、近世末期の監獄教誨事業に密接な関りを持つ石門心学が編入されてできた教派神道の一派であるということと大きく関係していると考えられる。」^{xiv}という指摘からも、少なからぬ影響を天皇や皇室、それを中心とする神社神道や教派神道から受けていることを見ることができる。

池上と並び、感化救済事業を展開した人物に高瀬眞卿 (たかせしんけい) が挙げられる。高瀬は自身が 3 度の投獄を経験しており、監獄の実態とその改善の必要性を感じ、監獄教誨師となり、私立予備感化院 (後に東京感化院、一時期、神宮教院感化院と称す) を開設する。東京感化院は学問的な観点から注目を集めるようになり、明治 23 年 6 月に宮内省より御下賜金、7 月に皇后から御下賜金、明治 26 年に南豊島御料地渋谷羽澤の土地を拝借するなど、天皇や皇室との関りがみられる。(『感化院事業回顧三十年』参照) また神宮教院感化院という名称を一時期掲げていたが、神宮教院が伊勢神宮の教化活動を担うために設立された教派神道の一つとされている団体から、経済的支援を受けていたことに端を発する。池上の感化院と異なるのは、場所が東京であったことは大きいと思われるが、それ以外に周辺への訴求力や組織化の早さなどが挙げられる。また高瀬自身がもともと新聞記者などの執筆活動をしていたことなども影響を与えていたと考えられる。

1912 年の新聞記事に「神道十三派は管長及代理者数回會合し今回の大赦に就き種々協議の結果各派にては免囚を數人宛引受る事に決し其旨宗教局に報告したり然るに右は宗教局の意見と少し相違する所あるより再凝議をなし結局免囚保護は各派之を爲さず精神的に免囚の爲に盡力する事決定したりと」^{xv}という記事が上がっている。神道各派においても、天皇の大権で行われる大赦で釈放される免囚への支援について、仏教界やその他の篤志家に任せるのではなく、自分たちも何かしら貢献できることを模索した結果の免囚保護の方針決定だったと考えられるが、政府の意向と沿わず断念をしている。仏教やキリスト教と同列に神道を捉

えられることに対する危惧があったのか、他の理由があったのかについての検証は必要と考える。

静岡県を中心とした更生保護事業と 天皇・皇室との関り

次に具体的な更生保護事業と皇室との関りについて検討をしていきたい。民間で取り組まれていた初期の更生保護は、免囚保護事業や出獄人保護事業などと呼ばれており、この免囚保護事業の先駆者とされるのが、静岡県の金原明善（きんぱらめいぜん）と川村矯一郎（かわむらきょういちろう）とされている^{xxi}。この他にも更生保護に関わる人物として池上雪枝や原胤昭、有馬四郎助、高瀬真卿、留岡幸助や山室軍平などを明治期では挙げられるが、今回は静岡県で更生保護事業を先駆的に始めた金原と川村及び静岡勸善会と静岡県出獄人保護会社、その後に設立される財団法人静岡県勸善会や遠州仏教積善会に焦点をあて、そこに皇室がどのような関りをしたのかを資料を基に検討を進める。また時期区分としては明治維新後から第二次世界大戦までとする。現在の皇室のあり方は戦前と戦後とは大きく異なり、皇室のかかわりを検討する上では、区分を分けて考える方が明確になるのではないかと考えたためである。

金原は天竜川の治水や天城・富士山麓の植林、北海道農場開拓、運輸業や製材業、銀行経営に至るまで、様々な事業を展開し、その利益を社会に還元することを実践する人物として注目され、明治天皇に賜謁することを認められたり、金杯の下賜を受けたり、晩年には正五位に叙せられ、勲四等瑞宝章^{xxii}を授けられる人物である。

金原が更生保護に乗り出すのは、天竜川治水事業で関わった会計官権判事の岡本健三郎が、西南の役で西郷に呼応し大阪で挙兵しようとした事件で静岡監獄に投獄されたことがきっかけとされている。岡本はこの獄中で川村矯一郎と同囚となり、監獄での劣悪な環境の改善を誓ったとされる。収監中の岡本に金原が差し入れをし、出所後はすぐに訪問をしている。この時に紹介をされたのが川村である。川村は金原に対し①獄舎の不整備、②衛星の不行届き、③獄吏の無教養と不親切、④囚徒取り扱いの苛厳、⑤教誨方法の上滑りを挙げ、これらが「改過遷善の目的にそわないばかりか、かえって囚徒に反抗心を起させ、犯罪培養の温床とさせる危険」^{xxiii}が大きいことを訴えた（鈴木狸太郎（1963）参照、以下静岡勸善会・静岡県勸善会、出獄

人保護会社、金原明善などは主に鈴木の記事による。）とされる。これを聴いた金原は早速、出獄人の保護善導を目的とする施設の開設を目指すこととなる。そして「静岡勸善会」を1880（明治13）年10月に発足（明治35年8月まで）させている。その後、明治21年に金原と川村は「静岡県出獄人保護会社」（明治44年6月に「静岡県勸善会」に改組）を立ち上げる事となる。

静岡勸善会は、静岡県内のいくつかの監獄に説教場（監獄署の表現では教誨場）と呼ばれる建物を建設し、主に寺院の住職による説教が行った。この説教場の建設は寄付金で賄うことがほとんどであるが、その寄付者の中に後藤新平、大岡育三、角田真平（竹冷）など、当時の国会議員の名前が並んでいる。それ以外に静岡県出身の国会議員が協力をしていたり、乃木希典や渋沢栄一とも親交があり寄付を依頼したりしている。また大正12年以降は毎年400円（昭和8年以降は300円）の御下賜金（鈴木：1963：大正年間における収支決算の推移、日華事変勃発までの収支決算の推移、戦時体制下の経理より）や司法省の奨励金、財団法人輔成会からの助成金を受けている。また、金原以外の財団法人静岡県勸善会のメンバーが、天皇陛下の賜謁の荣誉に浴することとなっている。

大正年間における収支決算の推移では、御下賜金を受けた翌年（大正13）に義捐（寄付）金として1759.620円を計上している。それ以降も市民同情金や寄付金の名目で一定の金額を計上している。明治期にも寄付を募集しているが、その多くは「結局少数特定の篤志家が対象をなしている。」（鈴木：1963：214）天皇に賜謁をしたり、金杯の下賜を受けていても、国民からの寄付を募ることは困難であり、一部の篤志家による支援に頼らざるを得ない状況が見て取れる。（国民全体の所得水準が明治期には低すぎたことも影響としては考えられる。）

静岡県勸善会も遠州仏教積善会^{xxiv}も、事業立ち上げや運営において、天皇や皇室との関りがそれほど多くあるわけではない。遠州仏教積善会については、戦後まもなく高松宮に訪問を受けているが、それ以外のつながりは見つけられなかった（ただし、全国に広く行われた御下賜金や奨励金・助成金の配分は受けている^{xxv}）。一方で静岡県勸善会には、御下賜金や奨励金・助成金の他に、関係した個人が天皇への賜謁を許されていたり、使者が遣わされるなどの荣誉も与えられている。この違いは何か。ここには中央との結びつきが一つの大きな要因として挙げられるのではないだろうか。遠州仏教積善会は地域に密着した寺院の活動と

して展開されており、静岡監獄浜松分監長から出獄者の委託を依頼された寺院が保護場所を設けて始めているが、静岡県勸善会は静岡勸善会の時代から政府とのつながりのある金原が関わっていたこともあり、活動が良く知られるようになったのではないかと考えられる。また金原は、治水事業や植林などで大きな功績を残しており、その実績のこともあり、大臣や先にも挙げた乃木将軍や渋沢栄一とのつながりもある。天竜川の治水に乗り出すにあたって「参議木戸孝允や右大臣岩倉具視と面会」をしている。(鈴木:1963:20) 彼らから宮内省へ話が上がり、特別に御下賜金や叙勲を受けている。このことが静岡県勸善会と遠州仏教積善会との違いに見られる。

まとめ

更生保護事業における明治から戦前期までの天皇や皇室との関りについては、概ね先行研究が示すように、直接的な影響を与えるものではなく、間接的な支援を想定しているものと言える。御下賜金や御内帑金、物品の下賜や賜謁など様々な方法によって、天皇や皇室が国民を見守っているということを示す、具体的な現れとして行われている。国民がそこに天皇や皇室の意図を理解し、互いに助け合う(互助)を期待し、呼び水として行われていると考えてよい。国(政府)が本

来行すべき役割を、地方の行政機関が代理で行う体制が整わない中、天皇や皇室が手を差し伸べることで、国民の関心を集め、互いに助け合うことの必要性を認識させ、互助に結び付けようとしたと考えられる。

残された課題は多く、感化事業については神道関係者による事業展開が行われており、それが大人の出獄者には政府の意向が働いたため事業展開が行われなかった事実が見られたが、その背景にあるものは推測に過ぎず、今後の研究で明らかにする必要がある。

また免囚保護や出獄人保護に司法省や天皇(皇室を含む)から御下賜金等が出される基準をどのようにして決めていたのかやその手順などについてはほとんどわかっておらず、自薦で行われることが新聞記事から示唆された。自薦した事業の全てが対象となるのか、何かしらの基準があるのかについても、今後の研究で明らかにしなければならない。

追記

今回の研究では先行研究が十分ではないこともあり、櫻井治男にお忙しい中お時間を割いていただき、いくつかの点についてご教示いただきました。ありがとうございました。十分にご教示いただいた内容を反映できていませんが、今後の研究課題としたいと思います。

参考資料：明治から戦前期までの更生保護にかかわる動きと天皇・皇室の関与

1868(明治元)年1月	明治天皇御元服大札に当たり大赦令(人数不明)が公布。
1868(明治元)年9月	明治天皇即位大札、改元に当たり減刑令(人数不明)が公布。
1889(明治22)年2月	大日本国憲法発布に当たり、大赦令(454人)公布。
1890(明治23)年6月	宮内省より東京感化院(神宮教院感化院)に御下賜金(以降5年間毎年金200圓を下賜)。
1890(明治23)年7月	皇后より御下賜金を東京感化院に。
1892(明治25)年12月	金原明善に藍綬褒章(天竜川治水工事・耕作牧畜の奨励、その他、静岡県出獄人保護会を設立し、出獄人の感化や生活支援・職業支援などの成績が著明)。
1893(明治26)年3月	東京感化院に南豊島御料地内澁谷羽澤に7,182坪の土地を40年間の無料拝借の恩命。
1895(明治28)年6月	東京感化院に本年より3年間毎年金200圓を賜う。
1897(明治30)年1月	英照皇太后崩御に当たり各地方慈善救済のため、御内帑金(総額40万円)下賜。御大喪に当たり、減刑令(15,622人。内地15,329人、台湾293人)、大赦令(人数不明)公布。当日釈放が約1万人。東京出獄人保護所に天皇皇后両陛下より下賜金。
1903(明治36)年1月	宮内省より北多摩郡武蔵野村井之頭御料地の8,981坪を東京市養育院(感化部井之頭学校)に借用認可(大正2年12月の記述もあり)。
1905(明治38)年5月	東京出獄人保護所に天皇、皇后両陛下より金1,000圓下賜。
1905(明治38)年10月	天皇、皇后両陛下より、東京府巣鴨の家庭学校(のちの東京家庭学校)に賜金。

1910 (明治 43) 年 8 月	朝鮮統治に当たり大赦令 (人数不明) 公布。
1912 (大正元) 年 9 月	明治天皇御崩御に当たり恩赦の詔勅。大赦 533 人、個別恩赦 (特赦 8,085 人、減刑 13,203 人、復権 4,879 人) が公表。
1912 (大正元) 年 11 月	東京出獄人保護所の事業奨励のため、小松宮、伏見宮、有栖川宮、閑院宮、東伏見宮、華頂宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨木宮、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮より金 500 圓下賜。
1914 (大正 3) 年 5 月	昭憲皇后の御大喪に当たり、減刑令 (24,920 人) 公布。慈恵救済金 60 万円下賜。金原明善に司法大臣より出獄人保護事業に対する功労顕著として金盃 1 組を授与。
1914 (大正 3) 年 10 月	金原明善を正 5 位に叙する。
1915 (大正 4) 年 11 月	留岡幸助、山室軍平に免囚保護事業等の功績により藍綬褒章授与。
1915 (大正 4) 年 11 月	大正天皇即位大礼に当たり、減刑令 (81,281 人) 公布。個別恩赦 (特赦 2,034 人、減刑 81 人、復権 16,341 人) の公表。賑恤の資として御内帑金 100 万円下賜。
1915 (大正 4) 年 11 月	金原明善に免囚保護事業等に殊功ありとして勲四等瑞宝章授与。
1916 (大正 5) 年 6 月	原胤昭、大島寛爾、寺永法専、丘道徹に対し、免囚保護等の実績により藍綬褒章授与。
1917 (大正 6) 年 12 月	歳末につき、皇后より社会事業団体へ 1 万円下賜。
1919 (大正 8) 年 5 月	皇太子裕仁親王殿下御成年式に当たり、個別恩赦 (特赦・復権。人数不明) の公表。
1920 (大正 9) 年 4 月	王世子李垠殿下御結婚の礼に当たり、朝鮮人に対し減刑令 (人数不明)。
1921 (大正 10) 年 2 月	宮内省より社会事業 225 団体に奨励助成金下賜。この時以降、紀元節に賜金が出されることになった。
1922 (大正 11) 年 6 月	伏見宮博恭殿下が御附武官を随へさせられ国立武蔵野学院 (国立感化院) 御視察。東京出獄人保護所に天皇皇后両陛下より金 3,000 円の下賜。
1923 (大正 12) 年 1 月	金原明善を従四位勲三等に叙する。
1923 (大正 12) 年 2 月	宮内省、内務省、司法省よりそれぞれ社会事業団体に奨励助成金を下賜または交付。
1923 (大正 12) 年 4 月	宮内省より北豊島郡上坂橋村小竹林地 6 反 8 畝 23 歩の土地を財団法人錦華学院 (東京感化院) に御下賜。
1923 (大正 12) 年 9 月	恩賜金ならびに義捐金取扱令を定める。
1923 (大正 12) 年 2 月	紀元節に当たり、優良な釈放者保護団体 144、少年保護団体 2 に対し、総額 40,300 円の御内帑金下賜。(以降、昭和 20 年まで毎年、御内帑金が下賜される)。
1923 (大正 12) 年 9 月	天皇が関東大震災に罹災した保護団体に対し御内帑金を下賜。宮内官をしてその状況を視察せしめられる。東京出獄人保護所に下賜金 1,000 円。
1924 (大正 13) 年 1 月	皇太子裕仁親王殿下御結婚の礼に当たり、恩赦の詔勅。減刑令 (50,002 人。内地 35,115 人、朝鮮 14,887 人) を公布。個別恩赦 (特赦 537 人、復権は人数不明) 公布。皇太子御成婚に際し、私設社会事業の資として金 100 万円を下賜 (これで慶福会を組織し、主として私設社会事業団体を助成する。)。両陛下より、多年社会事業に尽力し功績顕著なる者 258 名 (うち、保護事業関係者は原胤昭ほか 11 名) に対し、社会事業奨励のため御紋章付銀杯及び金一封を下賜。政府聖旨奉体の件を訓令。
1924 (大正 13) 年 2 月	恩賜財団慶福会設立。皇太子御成婚の際の御下賜金 100 万円を基金とし、総理大臣清浦圭吾が設立者となる。宮内省、内務省、司法省よりそれぞれ社会事業団体などに奨励助成金を下賜または交付。
1924 (大正 13) 年 11 月	財団法人家庭学校創立 25 周年記念式挙行に際し、天皇、皇后両陛下より金 1,000 圓の御下賜。
1925 (大正 14) 年 2 月	宮内省、内務省などより、社会事業団体等に奨励助成金下賜又は交付。
1925 (大正 14) 年 5 月	衆議院議員選挙法の交付に当たり個別恩赦 (特赦及び復権。人数不明) 公表。
1925 (大正 14) 年 6 月	司法事業に御内帑金を下付して奨励されるにつき聖旨奉体方訓令。
1926 (大正 15) 年 2 月	宮内省、内務省などにより社会事業団体などに奨励助成金下賜または交付。
1926 (大正 15) 年 10 月	皇后の思召により、宮内大臣、社会事業関係者を官邸に招く。
1926 (大正 15) 年 11 月	宮内省、済生会他 9 団体に奨励金下賜。
1927 (昭和 2) 年 2 月	大正天皇崩御に当たり恩赦の詔勅。大赦令 (137,669 人)、減刑令 (46,138 人)、復権令 (人数不明) が公布。特赦 1,457 人、特別減刑 163 人。御内帑金 150 万円下賜。慈恵救済資金に加えられた。恩赦につき聖旨奉体方の訓令。宮内省、内務省、慶福会、輔成会などから社会事業団体 (日本感化教育會など) 等に奨励助成金下賜又は交付。

1928 (昭和3) 年2月	宮内省、内務省、慶福会などから社会事業団体 (日本感化教育會など) に奨励助成金下賜または交付。
1928 (昭和3) 年11月	昭和天皇即位大礼にあたり、少年保護司事務嘱託にして成績良好、事務に忠実なる者 63 名に叙位。
1928 (昭和3) 年11月	昭和天皇即位大礼に当たり恩赦の詔勅。減刑令 (48,653 人)、復権令 (10,517 人)、個別恩赦 (特赦) (16,923 人) 公布。特別減刑 480 人。
1928 (昭和3) 年12月	社会事業団体 16 団体 (うち司法保護団体 2 団体) に御下賜金交付。以後毎年、特別御下賜金交付。
1929 (昭和4) 年2月	宮内省、内務省、慶福会などから社会事業団体 (日本感化教育會など) などに奨励助成金下賜または交付。
1929 (昭和4) 年12月	全国社会事業団体中 16 団体に対して 41,000 円下賜。
1930 (昭和5) 年1月	高松宮殿下、小菅刑務所に台臨。
1930 (昭和5) 年1月	高松宮殿下、小田原少年刑務所に台臨。
1930 (昭和5) 年2月	宮内省、内務省、慶福会などから社会事業団体などに奨励助成金下賜または交付。
1930 (昭和5) 年4月	高松宮殿下、八王子少年刑務所に台臨。
1930 (昭和5) 年5月	財団法人静岡県勸善会の尾崎元次郎、佐竹準、鈴木信一、山下久二が天皇陛下への賜謁を許され、尾崎にはお菓子を賜う。
1931 (昭和6) 年2月	宮内省、内務省、司法省、慶福会などから社会事業団体などに奨励助成金下賜または交付。
1931 (昭和6) 年12月	優良社会事業団体に事業補助のため御下賜金。東北並びに北海道地方凶作地の社会事業団体 43 (うち司法保護団体 13) に御下賜金の交付。
1932 (昭和7) 年2月	宮内省、内務省、司法省、慶福会などから社会事業団体に奨励助成金下賜または交付。
1932 (昭和7) 年12月	優良社会事業団体に御下賜金。奨励金下賜。
1934 (昭和9) 年2月	皇太子明仁親王殿下の御生誕に当たり、恩赦の詔勅。減刑令 (71,735 人)、復権令 (人数不明) が公布。
1935 (昭和10) 年10月	財団法人静岡県勸善会の佐竹準が第8回全国社会事業大会において総裁大勲位宣仁親王から功労賞授与。
1937 (昭和12) 年2月	優良司法保護団体 (211 団体) に御内帑金下賜。
1938 (昭和13) 年2月	大日本国憲法発布 50 年に当たり恩赦の詔勅。減刑令 (1,299 人)、復権令 (人数不明) が公布。
1939 (昭和14) 年12月	財団法人司法保護協会設立に際し、御内帑金 5 万円下賜。
1940 (昭和15) 年2月	紀元 2600 年に当たり恩赦の詔勅。減刑令 (74,858 人)、復権令 (213,598 人) が公布。特別減刑 23 人、特別復権 753 人。
1940 (昭和15) 年2月	優良司法保護団体 (225 団体) に御内帑金下賜。
1940 (昭和15) 年11月	全日本司法保護事業大会第3回に竹田宮殿下が総裁となり、臨席。
1941 (昭和16) 年2月	優良司法保護団体 (232 団体) に御内帑金下賜。
1942 (昭和17) 年2月	優良司法保護団体 (270 団体) に御内帑金下賜。
1942 (昭和17) 年2月	大東亜戦争第一次戦勝祝賀で復権令 (人数不明) 公布。個別恩赦 (特赦) 基準の公表 (15,916 人)。
1942 (昭和17) 年2月	原胤昭の遺族に天皇、皇后、皇太后陛下より祭糝料として金一封下賜。
1942 (昭和17) 年12月	優良司法保護団体 (10 団体) に御内帑金下賜。
1943 (昭和18) 年2月	優良司法保護団体 (265 団体) に御内帑金下賜。
1943 (昭和18) 年12月	優良司法保護団体 (11 団体) に御内帑金下賜。
1944 (昭和19) 年2月	優良司法保護団体 (222 団体) に御内帑金下賜。特に優良なものに御紋付銀花瓶を下賜。

年表は

財団法人東京府社会事業協会編集「戦前期社会事業基本文献集^⑭日本社会事業年表」日本図書センター 1995年6月

原胤明「戦前期社会事業基本文献集^⑳出獄人保護」日本図書センター

社会局「感化事業回顧三十年」昭和5年3月発行

阪本是丸監修、明治神宮国際神道文化研究所「明治天皇御年譜改訂版」明治神宮 平成25年7月

片岡優子「原胤昭の生涯とその事業—東京出獄人保護所の財政状況と大正期の保護成績を中心として—」関西学院大学社会学部紀要 104 2008年3月

を参考に作成。

脚注

i 清水義恵、若穂井透編著『MINERVA 社会福祉士養成テキストブック^⑱更生保護』ミネルヴァ書房 pp.11 2009年

ii 江戸時代に佃島に設置された人足寄場は当初、無頼無宿者の授産所として開設されたが、その後有罪の者を入場させるようになっていく。そののち懲役場、囚獄署、石川島監獄署、巣鴨監獄と変遷をしている。原胤明「戦前期社会事業基本文献集^⑳出獄人保護」日本図書センター 1995年10月発行 397～414 参照 また人足寄場は常州上郷材小屋場（茨城県）や函館寄場、深川無宿養育所などの記述も見られる。（同書 500 ページ）

iii 明治天皇の嫡母（実母とは異なる）で 1835（天保5）～1897（明治30）年の生涯。宮中では養蚕を率先して行ったとされる。明治天皇の実母は中山慶子。

iv 更生保護50年史編集委員会『更生保護50年史（第1編）地域社会と共に歩む更生保護』pp.145 平成12年

v 飯島暢「刑罰論から見た恩赦制度（1）：ドイツ恩赦制度に関する議論を参考にして」『関西大学法学論集』pp.215～216 2021年

vi 関屋貞三郎『皇室と社会事業』昭和9年 中央社会事業協会 pp.21

vii 関屋『同上書』pp.22

viii 片岡優子は原胤昭の文献を引用し、「但し皇室の御下賜だけは段別で謹拝して居る。」という原の考えを示している。原はキリスト教信者であるが、天皇の存在についてはその他の政府や企業などとは区別し、特別な存在と捉えている。（片岡優子「原胤昭の生涯とその事業—東京出獄人保護所の財政状況と大正期の保護成績を中心として—」関西学院大学社会学部紀要 104 2008年3月 pp.170）

ix 遠藤興一『天皇制慈恵主義の成立』学文社 2010年1月 pp.128

x 池田敬正・池本美和子編著「日本福祉史講義」高菅出版 pp.70

xi 坂寄俊雄「天皇制慈恵政策研究のために（その二）」昭和44年4月『立命館経営学』第8巻第1号 pp.52

xii 東京朝日新聞「免囚保護奨励費 免囚保護事業経営者にして其奨励費を受けんとする者は所在地監獄の典獄に就き其申請の手續及び條件を承合し来る五月卅一日迄に出願すべき旨司法大臣より告示ありたり」1911年4月22日とある。自己申告制ではあるが、推薦ができるかどうかを典獄が判断している可能性や奨励費をもらうにふさわしいか否かをこれまでの実績などで判断している可能性がある。つまりはある程度の実績や経営者の信頼などを判断材料としていることが考えられる。

xiii 藤本頼生「久伊豆神社小教院叢書8 神道と社会事業の近代史」弘文堂 平成21年12月 pp.327～328

xiv 藤本頼生 同上書 pp.329

xv 東京朝日新聞「神道と免囚保護」1912年10月10日

xvi 余談ではあるが、静岡県で更生保護に関わった人物として、囚人と一緒になり富士郡大淵村（現在の富士市次郎長町～大淵にかけて）で開墾を行った清水次郎長（本名、山本長五郎）が挙げられる。清水に対し、時の静岡県令大迫は助成金2,000円を贈ったとされる。この事業は途中、1名の囚人が逃走したことで囚人による開墾は中止し、清水の子分と地元の百姓で開墾を継続し、桑・茶・椿などを植え、次郎長新田として現在に伝えられている。

xvii 「更生保護制度施行五〇周年記念更生保護史の人びと」では勲三等であるが、「更生保護50年史」では勲四等となっている。また「更生保護制度施行五〇周年記念更生保護史の人びと」では、亡くなる直前に従四位に叙されたとされているが、これは死後に法名として天竜院殿明善日勲大居士敍従四位勲三等を元にしたものと思われる。

xviii 鈴木太郎『静岡県勸善会史』財団法人静岡県勸善会 pp.44 昭和36年

xix 『社会福祉法人遠州仏教積善会100周年記念誌 地域社会と共に一世紀～セーフティーネット一筋に～』に掲載されている寺院の宗派を確認すると、曹洞宗、真言宗、浄土宗、時宗、臨済宗などの寺院の名称が登場する。浜松地方の寺院が協力をして出来たことが背景にあり、宗派を超えて免囚保護に取り組んでいる。この傾向は他の地域でもあるようである。

xx 社会福祉法人遠州仏教積善会『社会福祉法人遠州仏教積善会100周年記念誌 地域社会と共に一世紀～セーフティーネット一筋に～』平成24年12月 pp.16-17

はじめに

筆者は、第二次大戦後における神社・神職の社会活動に関し、特に「神宮」（伊勢神宮）の神職による三重県内の「開拓農村」への慰問活動について、その内容を現代的な視点から検証する作業を進めている。その一環として関係資料等の発掘・確認を試み、気づいたデータを本ニューズレター（NL）に紹介してきた。それらは、①「【研究ノート】戦後における神社・神職の社会活動研究に向けて一宗教法人「神宮」による「開拓農村」の『慰問』活動」（NL 12号、令和3年3月10日）、②「資料紹介 戦後における神宮神職の『開拓農村』慰問活動関係資料2点」（NL 14号、令和3年12月15日）、③「史跡紹介 能褒野開拓団記念碑」（同14号）の3点である。

開拓地の現況を知る作業は遅々として進んでいないが、その理由の一つは、かつての入植者が既に開拓地を離れ、その地が他の用地として新たに開発が行われていたり、あるいは「廃村」となっている場合があることによる。しかしながら、断片的な資料を集積するとともに、可能な範囲でその地を訪れ、記録を残しておくことも必要であろうと考えている。

今回紹介する「布引開拓団」（布引高原開拓団）の事例については、前掲②（NL14号）で紹介した資料には、開拓農村への「慰問活動」が始まりだした頃の神宮神職の意欲と臨場感溢れる現地報告もなされており、開拓の歴史をうかがう上での記録的価値もあると考えられる【註1】。入植の行われた布引山地は、三重県中部の南北に連なる山並で、その一部である青山高原はリゾート地として知られるところであるとともに、近年、風力発電施設が林立するところとなっている。山地の東西を近畿日本鉄道が貫き、東青山駅と西青山駅の間は、全長5,652mにおよぶ新青山トンネルが設置されている。「布引」の地名を持つ開拓団は近鉄線の北側に入植のなされていた「北布引開拓団」（津市白山町垣内【註2】）と南側に展開していた「布引開拓団」とがあるが、本稿では後者およびその近隣の開拓団について述べることにする。

ところで、布引山地への入植は、三重県内の他の平野部開拓村に比べ、高地（標高約500～800m）で寒冷、また傾斜地形の開墾などで労苦も多かったと察せられるが、昭和34（1959）年9月の伊勢湾台風による被害、国の農業施策（減反等）、さらに昭和47年頃からのリゾート開発など外的な影響もあって、現在では多くの人々がそこの生活を終え、後継世代も「山を降り」た状況となっている。ちなみに、県内開拓地の気候条件に関しては、昭和29年8月17・18日に神宮神職の訪問がなされた笠取開拓団（一志郡榊原村笠取・35戸「苦闘中」とある〈『瑞垣』19号〉）が最も高所のように（840mほど）、冬の強風が激しく（月内20日以上は風速10m越え）、現在は航空自衛隊笠取山分屯基地となっている（同基地HPによる）。

さて布引開拓団入植の地は、行政的に一志郡（現、津市）と名賀郡（現、伊賀市）の領域にまたがる地域で、現状ではメナード青山リゾート、同カントリークラブのゴルフとして再開発されている地を中心に、その北と南西にあたる地が入植地となっていた。いま、神宮神職によるこの地域への訪問先・年度を示すと次表（表1）の通りである。

（表1 訪問先一覧表）

	開拓地 (地区名)	開拓団名	戸数	訪問 年度
①	一志郡久居町	久居開拓団	61	23
②	一志郡家城町	布引開拓団	52	24
③	一志郡竹原町	竹原開拓団	13	24
④	一志郡家城町	大広開拓団	25	25
⑤	一志郡倭村	北布引開拓団	30	25
⑥	一志郡家城町大原	大広開拓団	25	29
⑦	一志郡家城町福田山	塩見天王開拓団	9	29
⑧	名賀郡矢持村諸木	折戸開拓団	12	29
⑨	一志郡榊原村奥ノ山	笠取開拓団	35	29
⑩	一志郡嬉野町須賀	嬉野開拓団	6	30
⑪	一志郡大三村二本木	中勢開拓団	7	30
⑫	一志郡美杉村八知	八知ふるさと開拓団	12	30

一覧表のうち、④と⑥とは地区名表示に「大原」の有無による違いはあるが、同じ団名で戸数も同様となっており、別々の団であったのか、それとも2度の同地訪問がなされたのか事情が明確ではない。④について『瑞垣』6号(昭和25年9月10日)は「三重県一志郡大広開拓団」とのみ記し、⑥は『瑞垣』19号(同29年9月1日)で「七月三十日」「一志郡家城町大広二五戸 奮闘中」としており、前者の情報量が少なすぎるので今後の検証課題としておきたい。

②が「布引開拓団」の地で、神宮神職は⑥⑦⑧を一つのまとまりとして同日に訪問しており、また⑫の地域も「布引山系五百米の高冷地」として説明されているので、これらを「布引高原開拓」の地ともしておきたい。以下(A)～(C)と区分して取り上げる。

(A) 布引開拓団(一覧表②) 昭和24年訪問

『瑞垣』3号(昭和24年)には訪問月日の記述がなく未確認である。訪問時は32戸であった(『瑞垣』31号の「慰問地一覧表」は52戸としており差がありすぎるので検討を要する)。

当時の訪問者(3名)は、宇治山田駅(近鉄)－松阪駅(国鉄・名松線)－家城駅(途中までトラックに便乗)－城立(じょうりゅう:現、津市白山町)－(徒歩)－布引開拓団訪問(宿泊)－翌日(徒歩:3里余)－竹原開拓団(開拓2年目・12軒)－竹原駅というコースで、往路は贈呈品の大きな風呂敷包を抱えての訪問であった。開拓地では黒白斑の大牛の姿や大豆・大根が育っている様子が目についたようで、酪農村を目指し酪農場開設計画により高圧線も通じており、各戸には電灯があるなど記されている。

ただし、その後の歴史は大きく変化しており、経緯については『布引開拓地遺跡試掘調査報告書』が参考となるので、当該箇所を抽出し後掲した(【資料2】)。

筆者は本年5月2日に小型自家用車で布引開拓団跡地の一角を訪れることができたので、周辺の地の写真と併せて紹介しておきたい。伊勢市からのコースは、次の通りである。

伊勢自動車道(伊勢西IC)－一志・嬉野IC－県道67号(一志嬉野線)－嬉野島田町－県道580号(グリーンロード)－一志波瀬－関ノ宮－県道15号(久居美杉線)－家城－県道29号(松阪青山線)－白山町城立－県道670号(城立青山線)－白山町大原－県道755号線(老ヶ野古田青山線)－航空自衛隊白山分屯基地(白山町大原字天王)入口付近(755号線を行き、塩見峠を確認する予定であった

が落枝など道路状況が必ずしも良好ではないのことで引き返す)－白山町城立－県道29号(松阪青山線)－白山町福田山－県道755号線との交差点(この付近入植地という)－布引峠(一帯はメナード青山リゾート:ハーブガーデン附近に元入植者人家あり)－県道29号－伊賀市霧生－川上ダム－国道165号線(以下略)

神職一行は、城立から布引開拓団まで徒歩であったが、自家用車でもカーブの多い急坂を通行する必要がある。慰問の品を携えての道行の大変が思いやられる。「布引峠(八知峠)」は、現在も往来が盛んで、リゾートエリアへ赴く交通路、県道29号(松阪青山線)の要衝となっている。『角川日本地名大辞典 24 三重県』(角川書店、昭和58年)の「布引峠」(845頁)の項には、「名賀郡青山町霧生と一志郡白山町福田山の間に峠。標高580m(略)伊勢と大和を結ぶ峠の1つ。白山町側には第2次大戦後開拓村を開いたが、昭和56年で2戸残るのみ。北に塩見峠、南にゴルフ場がある。東海自然歩道が通る」と見える。筆者の訪問時は、コロナ感染症蔓延による外出制限も解除された連休中のことで、メナード青山リゾートは多くの人々で賑わっていたが、神宮神職が訪れた開拓地の様相を思い描くのは難しい程の変貌ではないかと思った次第である。

(B) 大広・塩見天王・折戸開拓団(一覧表⑥⑦⑧)

昭和29年7月30日訪問

『瑞垣』19号(後掲)によれば、訪問時、布引伊勢側の大広開拓団25戸、塩見天王開拓団9戸、折戸開拓団12戸で、いずれの場所とも「奮闘中」とあり、高冷地という自然条件、また小学校・中学校への通学距離などその厳しさの中で「誰も皆ねばり強い闘魂を秘めた明るい顔をしていられました」と印象が記されている。「塩見天王」は塩見が4戸、天王は5戸と2地区に分かれていたようで、特に後者へは昭和8年に三河から入植がなされていたとある。森正樹氏(皇學館大学企画部長)のご教示によれば、塩見天王の地に人家はなく、低床車輛で通行するのはためられる場所、地元の方からは「かいたく」と通称されていたとのことである。

「塩見」という地は、「塩見峠」との地名に残されており、『日本歴史地名大系 第24巻 三重県の地名』(平凡社、1983年)によれば、「霧生村」(866頁)の項に、「諸木・腰山両村(伊賀国・櫻井注)の南に位置し、東は布引山地の南端部を形成する鬘(もとど

りヶ岳(779メートル)をもって伊勢国に境する。髻ヶ岳の塩見峠、南に布引峠(八知峠)があり、伊勢国川口(現一志郡白山町)へ通じる。とくに塩見峠越は阿保越参宮道の一枝道であり、上出地区の両峠道への分岐点に立つ道標に「左しをない津松坂、右やちわかみや是より六十丁」と刻まれている」とあり(写真⑦⑧)、近世は伊勢参宮の初瀬街道(阿保越)の脇道としてそれなりの往来がなされていたことが窺われる。折戸開拓団については調査中である。

(C) 八知ふるさと開拓団(一覧表⑫)

昭和30年8月24日

『瑞垣』25号(後掲)によれば、訪問時は12戸で、「布引山系五百米の高冷地。全員天理教を奉じ、悪条件によく堪えて奮闘中。昭和二十八・九年の神宮豊穰祈願祭に、収穫の大豆を出陳して大宮司賞を得られた」と紹介されている。Google Mapなど地図によると「スカイランドおおほら」(津市美杉町八知)へ通じる県道755号(老ヶ野古田青山線)添いに人家があり、今後現地確認をしたいと思っている。

以上断片的な材料による瞥見記で、現地でのインタビューなどできなかつたが、これからも様々な資料を集約しながら、状況把握に努めたい。種々情報を寄せていただいた森正樹氏あらためて御礼申し上げます。

【註1】

神宮神職の開拓農村慰問は、昭和23年以降夏の行事として開始され、9年目の昭和31年8月末をもって終了する。慰問地は76か所、1743戸におよぶが、各年度の訪問状況を知る神宮側の情報源としては、(a)『瑞垣』に掲載された年度ごとの報告記事(精粗あり)、(b)事業終了後のまとめ記事、(c)神社界と関係の深い新聞『神社新報』の記事(神宮からの情報提供あり)が主だったものとなる。このうち(a)の一部(『瑞垣』第3号)と(c)の記事(『神社新報』第498号)とは、NL14号に全文を翻刻したが、(a)については掲載号のリストアップと内容紹介はできおらず、今回それを試みた。また(b)は、『瑞垣』31号(昭和32年1月1日)に宇仁一彦氏による「開拓団の慰問をおえて」があり、それをもとに同氏が纏めたほぼ同内容の記事(「戦後の神徳宣揚活動」)が『神宮・明治百年史 下巻』(昭和45年)に収められている。

(a)に関してリストアップすると以下の通りであり、『瑞垣』3号の宇仁原稿と同31号とを除きその内容を【資料1】として全文掲載した。

《昭和23年度》『神宮時報 瑞垣』1号(昭和23年12月1日)に訪問記事の掲載無し。但し、訪問時にも持参された「紙芝居」の脚本募集に関する記事あり。

*タプロイド倍判一枚刷

《昭和24年度》「布引高原開拓村を訪ねて」(『神宮時報 瑞垣』3号、昭和24年10月15日)

*NL14号に全文翻刻。

《昭和25年度》「開拓農村の慰問」(『神宮時報 瑞垣』6号、昭和25年9月10日)

《昭和26年度》「神宮夏の行事 開拓農村の慰問」(『神宮時報 瑞垣』9号、昭和26年9月12日)

《昭和27年度》「開拓農村の慰問」(『瑞垣』12号、昭和27年10月13日)

*本号より菊判の冊子体となる。

《昭和28年》「伸びゆく開拓の村」(『瑞垣』16号、昭和29年1月1日)

*式年遷宮齋行で夏の用務多忙につき、12月に訪問がなされた。

《昭和29年度》「開拓農村の慰問」(『瑞垣』19号、昭和29年9月1日)

《昭和30年度》「開拓農村の慰問」(『瑞垣』25号、昭和30年10月1日)

《昭和31年度・最終年度》「開拓農村の慰問」(『瑞垣』30号、昭和31年10月1日)

*宇仁一彦「開拓団の慰問をおえて」(『瑞垣』31号、昭和32年1月1日)

【註2】

「北布引開拓団」の地(津市白山町垣内)を訪問したレポート並びに動画がネット上に紹介されているが、筆者自身現地確認等を行っていないので今後、ゆかりの方へのインタビューなど試みたいと考えている。掲載地図では推測される地を示した。

(1) 廃村と過疎の風景:「午年の旅のはじめは伊勢路まで」~三重県津市北布引2014年2月
<http://heyaneko.web.fc2.com/fs09.html> (20220626 21:38 確認)

(2) 動画

ガチ探検シリーズ 失われた集落

津市白山町垣内 北布引開拓団村跡地一回目 2018年11月

<https://www.youtube.com/watch?v=NQCRMbIVOJE> (20220626 21:40 確認)

【資料1】

『瑞垣』掲載の開拓農村慰問関係記事

- ①『神宮時報 瑞垣』1号(昭和23年12月1日、2頁)
に訪問記事の掲載は無いが、訪問時にも持参された「紙芝居」の脚本募集に関する次の記事がある。

紙芝居脚本募集 神宮崇敬を表現する紙芝居の脚本を一般から募集する。大人向き、少年向き何れでも結構、凡そ十五場面前後、各場面につき画面の構図を示され度い。絵をつけて下されば一層結構、よい作品は広く教化に活用する。第一回募集期間は明年三月末日、神宮司庁文化課へ御送付のこと。採用の分には記念品を呈する。

- ②『神宮時報 瑞垣』3号(昭和24年10月15日、3頁)
布引高原開拓村を訪ねて * NL 14号に掲載済

- ③『神宮時報 瑞垣』6号(昭和25年9月10日、2頁)
開拓農村の慰問

毎年の夏の行事、開拓農村の御慰問は今年は左の六ヶ所をお訪し、皆さんに喜んでいただきました。

三重県鈴鹿郡椿開拓団
三重県鈴鹿郡深井沢開拓団
三重県上野市上野開拓団
三重県名賀郡名賀開拓団
三重県一志郡大広開拓団
三重県一志郡倭開拓団

- ④『神宮時報 瑞垣』9号(昭和26年9月12日、4頁)
神宮夏の行事

開拓農村の慰問

三重県下の石榑、菰野、千種、壬生野、赤羽の五開拓農村を訪問、慰問品を贈呈、紙芝居、幻灯などを行いました。

- ⑤『瑞垣』12号(昭和27年10月13日、17～18頁)
*本号より従前のタブロイド判から菊判の冊子体となる。

開拓農村の慰問

昭和二十三年夏から開拓農村の慰問を実施し始めましたが、本年は三重県下の迫間、朝上、坊主尾、松尾、鈴鹿の五開拓農村を訪問、慰問品を贈呈し激励並びに慰問の紙芝居を実施して、皆さんに喜ばれました。

- ⑥『瑞垣』16号(昭和29年1月1日、64頁)

伸びゆく開拓の村

神宮司庁の恒例開拓農村の御慰問は、昭和二十八年は夏期御遷宮御用で多忙であつたため、十二月に入つてから行つた。今回の訪問で感じたことは、開拓村が漸く事業の目鼻がついて、次第に明るい方面に向ひつゝあることだつた。開拓の方々の血と汗がこゝに実を結びつゝあるというべきであろう。中には既存の農家を遙かに上廻る成績を上げて居られるところもある。嬉しかつたのは三重郡小山田・水沢開拓団で開拓地の中央に皇大神宮を奉斎する神社が建設されてゐることであつた。五畝ばかりの地を占めて、樹木は未だ小さいが神祠があり鳥居があり、神宮からの訪問というのでお三宝に神饌が供えられてゐた。此の団は種々の条件に恵まれ入植も早く、最も成功せられた例であるが、一般にはもう一ふんばりという御苦勞の真中と拝見して参つた。どうか明るい信仰を中心として一致協力今一段の御努力をお願いします。今回の御慰問地は左の通り。

員弁郡山郷村 山郷開拓団

組合長岡本辰夫氏 二十戸

員弁郡員弁町平古開拓団

組合長 伊藤三郎氏 十八戸

(右十二月七日)

三重郡小山田村 小山田・水沢開拓団

組合長 津田桓夫氏 五十四戸

(右十二月九日)

上野市西明寺 中瀬開拓団

組合長 高橋金之助氏 十二戸

上野市下友生 伊賀ふるさと開拓団

組合長 前田俊治氏 十九戸

(右十二月十一日)

多気郡丹生村 丹生開拓団

組合長 竹内繁勝氏 十四戸

(右十二月十四日)

志摩郡浜島町 宝ヶ丘開拓団

組合長 中村元氏 二十三戸

同郡同町 真珠ヶ丘開拓団

組合長 松本莊松氏 十戸

(右十二月二十六日)

- ⑦『瑞垣』19号(昭和29年9月1日、62～3頁)

開拓農村の慰問

昭和二十三年から始めました神宮司庁の開拓村慰問は、三重県下七十余開拓団の中、約六割の慰問を終りました。本年度の慰問地は左の通りですが、御

紋菓、タオル、学童用の筆入れ、遷宮絵巻などの贈呈品をもって、七月末から順次実施しています。

七月三十日にお訪ねしたのは標高四百米—六百米の布引高原（参宮戦都松阪間の西方に連る）の大広二十一戸、塩見天王九戸、折戸十一戸の三箇所、かような高冷地の開拓者が、入植後数年の今日なお、あらゆる悪条件に堪えつつ奮闘してられる状況は実に痛々しいものです。殊に小学校へ急坂一里、中学校（三里と聞かされては、子をもつほどのものは同情を禁じ得ないです。けれども誰も皆ねばり強い闘魂を秘めた明るい顔をしていました。

塩見天王は塩見五戸と天王四戸からなり、天王は昭和八年に三河から五戸入植、今度その分村として四戸が生まれたのだそうです。そこの吉川保夫君という十九才の青年が徒歩三時間の山路をわざわざ大広まで出迎えて、案内してくださつたが、一番つらいことを尋ねると、何を作つても猪の害がひどく、努力相応に穫れぬのがつらいと語っていました。昭和八年入植組の加藤折松氏は六十七才ですが、当時満州移民の叫ばれたころ、思うところあつて内地開拓を選んだのだそうで、海拔五六〇米の此の高地の谷間の水田で、二十年の間に豊年はたつた一年だけだったとのこと。

七月三十日

一志郡家城町 大広	二五戸	奮闘中
同 郡同 町 塩見天王	九戸	同
名賀郡矢持村 折戸	一二戸	苦闘中

八月 五日

河芸郡大里村 豊久野	二一戸	稍成功
安濃郡草生村 草明	五戸	努力中

八月十二日

一志郡榊原村 笠取	三五戸	苦闘中
-----------	-----	-----

八月十七・八日

四日市市 山の手	一四戸	成功
鈴鹿市 高神山	一〇戸	成功
阿山郡柘植町 柘植更栄	七戸	稍安定

八月二十三・四日

三重郡縣村 縣村	二一戸	成功
員弁郡梅戸井村 梅戸村	六戸	成功
同郡立田村 舞谷	一二戸	努力中

⑧『瑞垣』25号（昭和30年10月1日、58～9頁）

開拓農村の慰問

神宮司庁が昭和二十三年以来継続実施してまいりました開拓農村の慰問は、本年も左の通り御慰問しましたので、三重県下開拓農村七十五組のうち六十

組合を終わりました。のこる十五組合も明年は全部御慰問が出来ることと思います。

八月一日

志摩郡磯部町 奥部 一三戸

電燈の引き込みも、無理をすると後の負担になるから、二三年延そうと、苦しい中にも一步一步堅実に進んでいられる。

八月三日

多気郡五ヶ谷村 五ヶ谷東部 一六戸

一応の安定を得て、前途は明るい。

同 郡同 村 片野 一四戸

地の利に恵まれ、収量は既存農家に劣らない。

八月二十四日

一志郡美杉村 ふるさと 十二戸

布引山系五百米の高冷地。全員天理教を奉じ、悪条件によく堪えて奮闘中。昭和二十八・九年の神宮豊稔祈願祭に、収穫の大豆を出陳して大宮司賞を得られた。

八月二十五日

一志郡大三村 中勢 七戸

地の利を得て既に一応の安定。将来の見通しは明るい。

一志郡嬉野町 嬉野 六戸

交通至便、蔬菜は優秀なものが穫れる。

⑨『瑞垣』30号（昭和31年10月1日、50頁）

開拓農村の慰問

昭和二十三年以来、毎年夏の行事の一として、継続実施して来ました開拓農村の慰問は、本年八月をもって三重県下七十六開拓団、千七百二十戸全部の慰問を終了しました。本年の慰問は左の十三ヶ所でありました。

宇治山田開拓団（伊勢市浦田町） 八戸

松原開拓団（度会郡玉城町） 七戸

粥見開拓団（飯南郡粥見町） 十二戸

安濃開拓団（安濃郡安濃村） 十一戸

安楽島開拓団（鳥羽市安楽島町） 六戸

鏡浦開拓団（鳥羽市鏡浦町） 二十二戸

畔蛸開拓団（鳥羽市哇蛸町） 二十戸

陽光開拓団（志摩郡磯部町小海） 七戸

高根開拓団（志摩郡磯部町三ヶ所） 八戸

浅野開拓団（志摩郡磯部町坂崎） 五戸

三谷開拓団（名賀郡青山町） 十七戸

丹生開拓団（多気郡勢和村丹生） 十一戸

岡ヶ野開拓団（多気郡川添村栃原） 六戸

【資料2】

『布引開拓地遺跡試掘調査報告書』（1974年、三重県名賀郡青山町教育委員会）より関係の記事を3か所抽出する。

①序「布引開拓地遺跡は、昭和34年、同地に入植していた開拓団が、耕作中に土器片、石鏃等を発見して以来、附近一帯から縄文、弥生の土器片が、石鏃を交えて断片的に出土採集せられたところであります。」

②例言「本書は昭和49年3月25日から4月7日まで実施した布引開拓地遺跡（三重県遺跡第号6062遺物包含地、青山町石谷広2356～78番地から美杉村八知中島9472～79番地に亘る）約2万5千㎡の試掘報告である。」「調査は株式会社メナードランドの委託により、一志郡美杉村教育委員会の委任と、三重県教育委員会文化課の指導の下に、名賀郡青山町教育委員会が主体となって行った。」「調査の経費と本書の出版は（株）メナードランドの負担による。」

③「II 開拓団の歴史と調査の契機」

太平洋戦争末期から戦後の食糧事情の悪化に対応して。農地開拓法が公布され、布引峠南方の傾斜地約80haが布引開拓団によって、昭和22年から入植者が入り出した。入植予定戸数50戸に延べ120戸が入植し、25戸が定着した。

出身地は三重・新潟・愛知・鹿児島等で、昭和34年の伊勢湾台風では全戸倒壊し、作物家畜等も壊滅的な被害を受けた。その際に下山した人々も少なくなかった。しかし残った人達は主食自給をめざし、昭和37年より80数mのポンプアップにより水田造成に着手した。そしてこの地は、三重県に於ける最高寒冷地の稲作地帯の一つであるので、安定への道も遠かった。

開拓地は、名賀郡青山町・一志郡白山町・同美杉村にまたがっているが、学童は青山町高尾小学校古田分校に通学している。郵便物は分校に一括配られたものを、小学校の子供達が昭和22年以来各戸に配ってきた。これに「朝日明るい社会賞」が朝日新聞から贈られ、副賞の10万円で開拓団婦人ホーム備品を購入して、母親の労に報いたほほえましい話題も報じられた。しかし、米の生産過剰から国の政策も工業に重点が移り、平地の農業でも兼業しなければ、人並みの生活が難しい現在、収入源の野菜類の価格不安定、畜産導入により安定しかけた営農も、購入飼料の騰貴などで採算が難しくなり、開拓法により融資に保護があるのが、かえって仇になったものか、債務ばかりが増えてゆく結果になったようである。買却代金の入ったことに依っ

て、各町村の長者番付に載った開拓村の人達も、債務を差引けば零に等しい地点からの再出発になる人達もあるという。麓の村々の土地所有者は、戦後開拓法によってで買収された土地が、相当な値になったことから、感情的にうまくいくはずはない。三十年の労苦の開拓で残ったものは、こんなことしかないともいわれる。

（株）メナードランドにより、開拓地を中心に拾遺山林を含めた382haが昭和47年夏ころから進められた。この地域は、室生・赤目・青山国定公園第3種特別地域内であるので、風致をおこなわない規制のもとに西部地区がまずゴルフ場が開発されることになり、5戸の農家が残るのみになった。計画地内に遺物包含地一布引開拓地遺跡があったので例言のように試掘調査を行うことになった。（5頁）

〔櫻井補注〕

古田分校は、大正12年5月3日高尾小学校（旧種生村大字高尾）の「古田分教場」として設置認可を受ける。昭和22年4月に分校ととなり同25年全学年を収容（2学級の複式授業）、29年4月分校校舎の一部改築、30年3月町村合併により青山町立となる。35年へき地集会室・教員住宅新築、その後完全給食実施、水泳プール新設（昭和49年）など発展してきたが、過疎化の波が進行し、51年3月に児童1名となり廃校（『青山町史』青山町役場、昭和54年、764～8頁）。



写真① 県道 29 号線と 755 号線との合流点。
左手は塩見峠方向。



写真② 布引峠・伊賀国と伊勢国との境



写真③ 布引開拓団の居住地域



写真④ リゾート開発されたハーブ園



写真⑤ 白山町大原の大原神社
令和 3 年 3 月 13 日撮影・森正樹氏提供



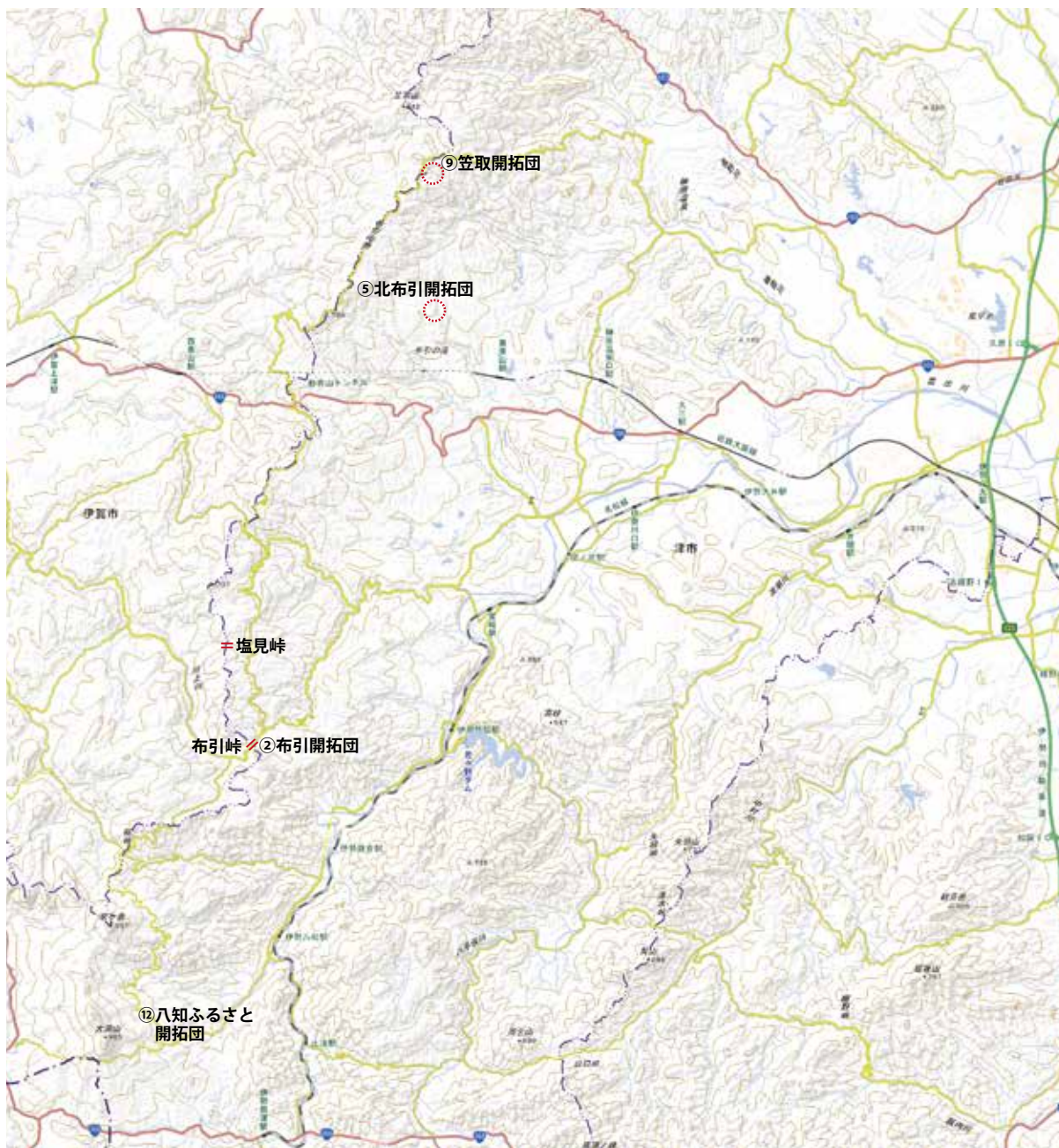
写真⑥ 白山町福田山の宇気比神社
令和 2 年 5 月 4 日撮影



写真⑦ 青山町霧生上出の分岐路に立つ道標
令和 3 年 5 月 23 日撮影・萩原豊和氏提供



写真⑧ 写真⑦に同
(正面には「左しをない・・・」以下の文字、側面には「明治五壬申六月廿七日／荷屋 清□大□菩提・・・」と見え、供養の道標であろうか。)



【地図掲載】 国土地理院地図を一部加工して使用

出典ウェブサイト <http://maps.gsi.go.jp>



風車が林立する近鉄北側の青山高原

開催日時：令和4年3月22日（火）13:30～15:30
Zoom オンラインにて開催

参加者（敬称略・順不同）：新田均・宮城洋一郎・室田保夫・鶴沼憲晴・板井正斉・大井智香子・岡本和真・金田伊代・櫻井治男

■報告事項

1、開会のあいさつ

新田均研究会代表より、研究参加への感謝とともに、今回は研究発表と同時に次年度研究の方向性の確認を行いたく、忌憚のない意見交換をお願いしたいと述べられた。

◎次に進行役の櫻井より、事項書に示した予定では研究報告（櫻井・宮城）、令和3年度活動報告となっているが、順序を変更して、活動報告を先とする旨を述べ、資料（省略）に添って以下の概要報告を行った。

2、令和3年度活動報告・収支報告

【令和3年度活動報告】

- ① 研究会開催2回（6/22、3/22）、出張1件
- ② ニュースレターの発行は3回（13号・14号・15号）
- ③ ニュースレターのISSN登録完了（8/24付）
- ④ 台湾への研究資料調査等にかかる出張は感染症の拡大状況に鑑みて中止した。
- ⑤ 国内での研究会開催についても検討をしていたが、感染症の拡大状況に鑑みて中止した。
- ⑥ 研究会での購入書籍の貸し出し実績は3月15日時点では無し。
- ⑦ テキストの作成については、カリキュラム改正が令和9年度以降となったため、延期となった。詳細は別途、新田代表より説明の予定である。
- ⑧ 令和3年度収支報告（暫定）（省略）

3、研究報告

次の通り2名の発表が行われ、活発な意見・情報交換がなされた。

① 櫻井治男「戦後における神社界の福祉活動と伊勢の神宮」

本会のニューズレター（NL）12号・14号（櫻井執筆）、及び藤本頼生氏の近著『東京大神宮物語—大神宮の一四〇年』（令和3年、錦正社）等を踏まえ報告を行った。特に、神社界が組織的な福祉活動を行うようになるのは第2次大戦後のことであるが、その活動内容の特色、活動の評価や検証は行われているのか、今後、どのような領域に役割を果たすことがあるのか、活動を進める上での課題や問題点は何かをテーマとして、伊勢の神宮における状況を検証していることを紹介。今後の研究予定として、三重県内開拓団（戦後入植地）のその後を追うこと、神宮神職の開拓団慰問活動の意義を考察すること、神社界の福祉活動を諸事例に基づき比較検証して行きたいことを述べた。

② 宮城洋一郎「令和3年度の研究報告」

令和3年4月4日～7日に実施の岩手県文書保存庫、岩手県立図書館、岩手県西磐井郡平泉村における「恩賜記念事業」関連の史料調査および関連図書・資料の調査、福島県歴史資料館所蔵の明治大正期の県庁文書である『凶作関係』資料の調査内容についての詳細な報告がなされた。

平成18年（2016）からはじめた東北地方大凶作と恩賜金をめぐる史料調査は、宮城県、岩手県、福島県と対象を広げつつ、成果を公表してきた。これらの調査で得られた史料はすでに膨大な量に及ぶ。これまでの拙稿（*）では、おおまかなながれを分析・検討してきた。しかし、その中で十分に言及できなかった貴重な史料が少なくない。これら史料を紹介しつつ、現地踏査を進めて、さらに恩賜金の意義を深めることができればと考える。次年度では、福島県で展開された「恩賜田」「恩賜林」について、さらに検討して行きたい。

* NL14号の「史料紹介『恩賜記念事業竣工申報書』（岩手県西磐井郡平泉村）、NL15号「史料紹介『福島県安積郡三代村 窮民救済方法』、史料紹介『月館同情会（福島県伊達郡小手川村）』（『東北社会福祉史研究』第40号）

4、次年度の研究会の方針 及び予算について

新田均研究会代表より、以下の諸点につき説明がなされた。

(1) 皇學館大学における本研究会の位置づけとしては次の2点がある。

① 研究開発推進センターのプロジェクト研究として位置づけられている。

センターは、建学の精神を闡明・具体化することを目的に、研究者の所属の枠を超えて、全学的な研究計画を立案、推進し、本学の知的資源を多方面に活用することで社会に貢献できるよう努めたいとしている。その趣旨を踏まえ具体的な研究課題は「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」で、その成果については、研究会の「ニュースレター」を研究開発推進センターのホームページに随時掲載している

② 学内の研究資金である篠田学術振興資金の助成を受けて研究を進めていること。

テーマは「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」で、研究期間を令和2年度～令和4年度とし、3か年の助成予定額は4,460,000円（総額）で、令和4年度は1,030,000円となっている。その研究内容は、(A) 恩賜金の下賜・配分にみる福祉事業の分析と皇室福祉年表の作成、(B) 研究者コミュニティの形成と研究拠点構築のための実践的研究としており、メンバーもこの2つの班に分かれている（両者重なる場合もあり）。

助成の最終年度である令和4年度は、研究の取りまとめ、国内における資料補充調査、海外研究者を招聘しての国際ミニ集会の開催を当初計画としていた。しかしながら国際ミニ集会の開催については、新型コロナウイルスの蔓延に伴う影響や予算上開催は難しい予想されるので、それに代わる方策を検討して行きたい。

(2) 現代日本社会学部福祉展開コースの事業との関係性の検討がなされていること。

研究会の成果と学部教育との接合を考え、授業科目「皇室福祉論」（仮称）を新しいカリキュラムに置くべく構想し、そのためのテキストを今年度中に作成することを計画した。しかしながら大学全体のカリキュラム検討の中で、科目の基盤となる研究や

内容などが十分に熟しているとはいいがたいと意見が出された。そこで、現代日本社会学部の福祉展開コースにおける建学の精神を体現した独自科目として令和9年度カリキュラムに置く方向で事業計画に加えることとし、これが教学運営会議で了承され、令和4年度年間計画にも盛り込まれた。

(3) 研究会としては、これまでの2つのテーマとメンバー配置を継承して行きたい。順序は逆であるが簡単に説明する。

(B) = ニュースレターを拠点として、皇室、福祉、宗教の関連性に関心を持つ研究者のコミュニティを形成する。これはNLの発行と関係しており、積極的に投稿・寄稿をお願いしたい。原稿は、何らかのテーマに特化するのではなく、多様な内容であることを願っている。そのことで、研究者コミュニティを広げたいし、研究会への参加者が色んな事柄にふれる機会となってほしい。

(A) は2点あり、一点目は、皇室福祉年表の逐次修正と年表を活用した勉強会の開催であり、戦前期までの年表作成と宮城先生・岡本さんを中心に活動いただけるとありがたい。二点目は、皇室の社会事業・福祉活動を扱った研究論文・資料目録の作成である。論文執筆について、自分自身の研究のテーマとしては「神社政策と国体論」があるが、先行研究の整理を行う過程で、大正期の資料を収集していると、皇室の社会事業・福祉活動に関わる資料があり、皇室の存在意義と社会福祉の問題を大正デモクラシーの関係において検証するなど今後試みたいと思っている。

(4) 篠田基金助成にかかる報告書の作成について
3か年のまとめとして、報告書の作成は12月位を目途に進めたい。

(5) 今後の検討課題

研究資金の確保・獲得については、以下の点がある。
学内外の競争的研究資金への申請
(申請主体／代表者／メンバー構成)

* 外部資金（科研費にとどまらず獲得できるものを検討等）

* 学内資金（篠田学術振興基金）

研究成果の公開等

メンバーによる「皇室福祉」関係の執筆論文については、学内の諸雑誌（『日本学論叢』など）・紀要

等への投稿を可能とできるように協力して行きたい。

(6) 令和4年度の研究会の方針及び予算については以下の通りである(説明者・櫻井)。

※令和5年度以降の研究予算のことも念頭に置く必要がある。

篠田学術振興基金による令和4年度研究会活動予算は次の通りである。

印刷製本費として最低限度198,000円が必要(ニューズレター3回発行費用)で、報告書を作成するのであればさらに追加費用が必要となり、予算組み替え等の措置を考えている。

5、閉会の辞(新田代表)

令和4年度の予算について

科目	変更前	変更後	(単位:円)	
	新田 【恩賜金福祉事業】 (継続R2~R4)	新田 【恩賜金福祉事業】 (継続R2~R4)	差額	備考
消耗品費支出	20,000	20,000	0	
旅費交通費支出	800,000	500,000	-300,000	海外旅費の削除
会合費	100,000	100,000	0	
通信運搬費	10,000	10,000	0	
印刷製本費	0	300,000	300,000	熊本オフィスへの発注3回分及び報告書作成費
図書費	100,000	100,000	0	
機器備品	0	0	0	
合計	1,030,000	1,030,000	0	

事務局から 令和4年度 第1回研究会実施予定

令和4年8月9日(火) 13:30~15:30

第1回研究会 オンライン(Zoom)にて開催予定

寄稿をお待ちしております

ニューズレター発行にあたり、研究会会員の皆様には「活動報告」「会員業績」「資料紹介」等のご寄稿をお願いします。不定期発行ではございますが、寄稿のご予定は随時受け付けておりますので、メールにてご連絡ください。お待ちしております。

令和4年度のニューズレター発行予定

【16号】 7月15日

【17号】 10月15日

【18号】 2月15日

※発行日は諸事情により変更することがあります。原稿のメ切りは各号発行日の1ヵ月前が目安です。

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会ニューズレター
発行/皇學館大学 現代日本社会学部 新田均研究室
所在地/三重県伊勢市

■皇學館大学ホームページ 研究開発推進センター サイトにて公開
URL: <http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php>

13号よりISSN (ISSN 日本センター) の申請を行い、オンライン不定期刊行物としてナンバーを表示しております。